

# (仮称) 藤沢市S D G s 共創指針 (案)

- 「藤沢らしさ」を未来に引き継ぐ 「みんな」で進める S D G s -



2021年（令和3年）●月策定

## 1 趣旨・目的



S D G s (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、持続可能な世界を実現するための国際目標で、2015年（平成27年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で示されました。

S D G s は17のゴールと169のターゲットから構成され、貧困や飢餓の撲滅、ジェンダーの平等、地球環境の保護、格差の是正等、その内容は多岐にわたりますが、「誰一人取り残さない」ことが共通の理念としてうたわれています。

藤沢市市政運営の総合指針2024（以下「総合指針」という。）においては、めざす都市像を「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」とし、3つのまちづくりコンセプト「サステナブル藤沢」「インクルーシブ藤沢」「スマート藤沢」と、8つの基本目標を設定しました。これらのコンセプトや目標には、目指すべきまちの姿を明確化するため、新たに「S D G s の視点」を取り入れました。

このことにより、本市のすべての施策を持続可能で多様性と包摂性のあるものにしていくと同時に、その施策を実施することによってS D G s を推進することとしています。

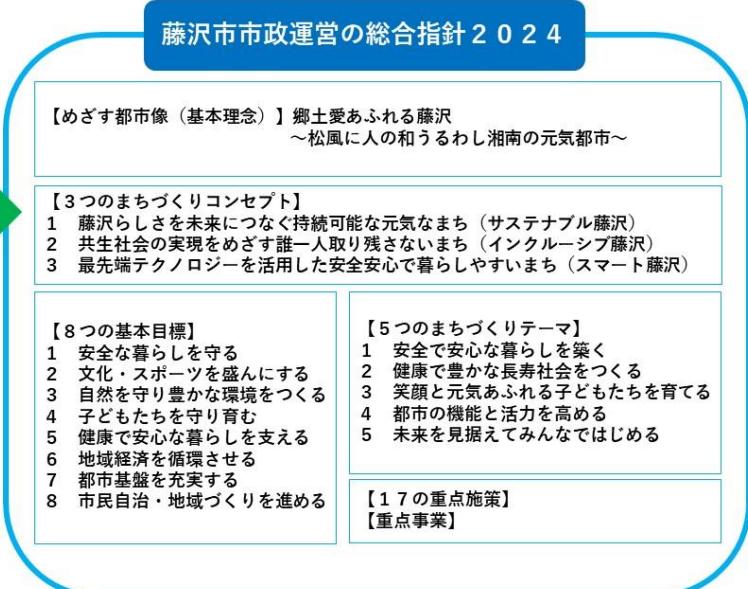
また、S D G s の達成に向けては、行政だけが取り組むのではなく、多様なステークホルダー（関係者：市民、地域団体、市民活動団体、大学、各種法人、企業等）とS D G s の理念を共有し、より良い社会を「共創」することができる環境を整えなければなりません。そのためには、S D G s の普及啓発や、総合指針にある「人の和」を大切にしたマルチパートナーシップによる取組を積極的に進めていく必要があります。



## 総合指針と S D G s イメージ図

### S D G s の視点

- その取組は、サステナブル（持続可能な取組）になっていますか？
- その取組は、インクルーシブ（誰も排除しない取組）になっていますか？
- その取組は、スマート（テクノロジーを有効に活用した取組）になっていますか？



藤沢市のすべての取組に S D G s の視点を取り入れ、持続可能でより良い世界の実現に貢献する

さらに、ステークホルダーの取組について情報集約を行い、先進的な取組の情報を発信し共有することによって、新たな生活スタイル・活動・事業等の創出へ結び付け、地域の活性化や地域課題の解決につながるような展開を目指します。

以上のことから、より良いまちづくりを進め、市民の Q O L (Quality of Life : 生活の質) の向上を図るとともに、S D G s の目指す持続可能な社会の実現への貢献を目的として、総合指針を補完する「(仮称) 藤沢市 S D G s 共創（きょうそう）指針」（以下「本指針」という。）を策定します。

### 藤沢市の S D G s の取組 要約

- 総合指針を踏まえ、S D G s の視点を取り入れた取組を着実に推進する
- 多様なステークホルダーと「みんな」で進め、新たな生活スタイル・活動・事業等の創出により、地域の活性化や地域課題の解決につながるような展開を目指す

これらにより、

- 市民の Q O L (生活の質) の向上を図り、
- S D G s 推進に貢献する



## 2 背景



### (1) 国の取組

S D G s を含む「持続可能な開発のための 2 0 3 0 アジェンダ」が 2 0 1 5 年（平成 2 7 年）9 月に国連総会で採択された後、政府は S D G s を先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であるとし、2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 2 月に「S D G s 実施指針」を策定し、2 0 1 9 年（令和元年）1 2 月に改定しました。この指針において、地方自治体の役割は次のように位置づけられています。

“国内において「誰一人取り残されない」社会を実現するためには、広く日本全国に S D G s を浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透・主流化を図ることが期待される。”

国は、S D G s の浸透には、地方自治体とその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

そのことを踏まえ、S D G s の達成のために、自治体行政の果たし得る役割を例として分かりやすく示したのが、5 ページの「S D G s 1 7 の目標と自治体行政の果たし得る役割」です。

また、同指針では、S D G s の実施にあたっては次の原則を重視することとしています。

#### 「S D G s 実施指針」における実施のための主要原則

##### ○普遍性

国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む。

##### ○包摂性

誰一人取り残さない。国内実施、国際協力のあらゆる課題への取組において、人権の尊重とジェンダー平等の実現を目指し、子ども、若者、高齢者、障がい者、難民、国内避難民など、脆弱な立場におかれた人々一人ひとりに焦点を当てる。



### ○参画型

脆弱な立場におかれた人々を含む誰もが持続可能な社会の実現に貢献できるよう、あらゆるステークホルダーの参画を重視し、全員参加型で取り組む。

### ○統合性

経済・社会・環境の三分野のすべてに、複数のゴール・ターゲットの相互関連性・相乗効果を重視しつつ取り組む。

### ○透明性と説明責任

取組状況を定期的に評価し、公表・説明する。

さらに、国では毎年「S D G s アクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

## (2) 本市のこれまでの取組

### ① 計画等への反映

市が策定する総合指針や各分野の個別計画、市の発行物等へS D G s の視点を取り入れてきました。また、2021年（令和3年）2月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」にもS D G s の視点を取り入れています。

### ② その他の取組

神奈川県が他自治体との共催により開催した「S D G s 全国フォーラム2019」において、多くの自治体の賛同を得て発表した「S D G s 日本モデル」宣言に、本市も賛同しています。

また内閣府の「地方創生S D G s 官民連携プラットフォーム」への登録、市役所本庁舎内におけるS D G s アイコンのオブジェの展示、職員を対象にした普及啓発の講演会や研修を実施してきました。



## S D G s 1 7 の目標と自治体行政の果たし得る役割

※ 「自治体行政の果たし得る役割」は、国際的な地方自治体の連合組織である U C L G (United Cities and Local Governments) が示したもの。

アイコン	目 標	自治体行政の果たし得る役割
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



アイコン	目 標	自治体行政の果たし得る役割
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多い、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすとともに自治体の大きな役割といえます。
<b>8 働きがいも経済成長も</b> 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（デイーセント・ワーク）を促進する	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 	各国内及び各国間の不平等を是正する	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



アイコン	目 標	自治体行政の果たし得る役割
<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などをを行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。
<b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
<b>14</b> 海の豊かさを 守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
<b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
<b>16</b> 平和と公正を すべての人々に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
<b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	自治体は公的／民間セクター、市民、N G O / N P Oなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。



### 3 期間



S D G s が 2 0 3 0 年（令和 1 2 年）までの達成を目指す目標であることから、本指針による取組期間は、2 0 3 0 年（令和 1 2 年）までとします。また、本指針は総合指針を補完するものであるため、総合指針の改定に合わせて見直しを行います。

### 4 推進方策



#### (1) 市政の取組

##### ① 総合指針を踏まえた施策の実施

総合指針のもと、S D G s の視点を取り入れた施策を実施することによって S D G s 推進に貢献します。

また、毎年度、総合指針の重点施策と S D G s の関連性を示す一覧を作成し、令和 3 年度は別冊に、本指針策定後である令和 4 年度以降については総合指針の事業集にそれぞれ掲載します。なお、1 6 9 のターゲットは世界規模の内容であり、各施策の目標と比較し規模が大きい場合もありますが、その方向性が同様であれば、関連するものとして掲載します。

##### ② 各分野の個別計画等への反映

市が策定する各分野の個別計画や市の事業・発行物等に、積極的に S D G s の視点を取り入れます。

##### ③ 「(仮称) 藤沢市 S D G s 共創アクションプログラム」の作成及び実施

毎年度アクションプログラムを作成し、(2)(3)の取組を実施します。

#### (2) S D G s の普及啓発

神奈川県の「令和 2 年度県民ニーズ調査」によると、S D G s を「知っている」又は「言葉は聞いたことがある」と答えた県民の割合は 3 5 . 5 % となっています

S D G s が目指す、経済、社会、環境の三側面を調和させ、誰一人取



り残すことなく持続可能な世界を実現するためには、多くの人がその理念を理解し当事者意識を持つ必要があることから、SDGsの認知度を上げるため、普及啓発に取り組みます。

#### ① ステークホルダーへの普及啓発

SDGsや本指針の趣旨・目的について、広報媒体の活用や関連事業等におけるアイコンの表示などにより、ステークホルダーへ広く周知し、浸透を図ります。

#### ② 職員への普及啓発

業務課題の抽出・改善や新たな発想を生み出すためのツールとしてSDGsの活用ができるよう、研修等を通じて職員の理解を深めます。

#### ③ 情報発信

SDGsと特に親和性の高い市の取組について、積極的に情報発信を行います。

### (3) マルチパートナーシップによるステークホルダーとの連携

① ステークホルダーの取組について情報集約を行い、先進的な取組の情報を発信し共有する仕組みをつくります。

② SDGsをキーワードに、市が連携又は賛同できる取組を行うステークホルダーを支援します。

### (4) 推進体制

総合指針を踏まえた施策の実施によるSDGs推進は各部局で行い、SDGsに関する施策の展開や総合調整、普及啓発、ステークホルダーや他自治体との連携は、企画政策部企画政策課が中心となり各部局と連携しながら行います。

### (5) 進捗管理

本市のSDGs推進の取組の評価は、総合指針と同様に「市民意識調査」で行います。また、総合指針の重点事業については、事務事業評価において、SDGsの視点から取組の評価を行います。

